
附 属 資 料

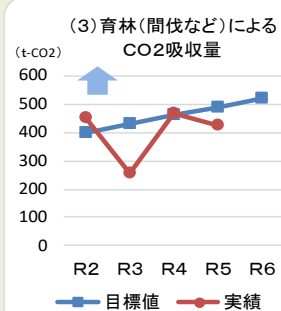
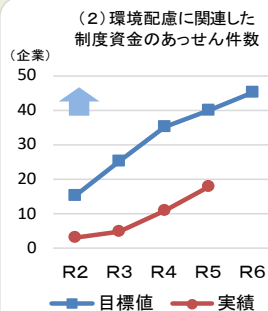
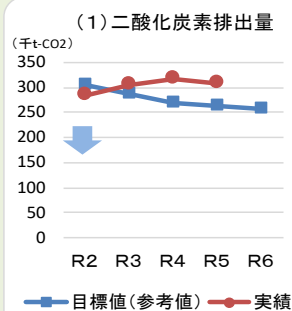
- 第4次岡谷市環境基本計画の「基本目標別、目標指標の推移
（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）」
- 第5次岡谷市環境基本計画策定の経過
- 岡谷市環境基本条例
- 岡谷市環境審議会委員名簿
- 岡谷市環境審議会に対する市長の諮問
- 岡谷市環境審議会からの市長に対する答申
- 用語の説明

『第4次岡谷市環境基本計画』（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）

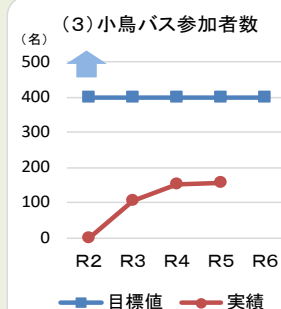
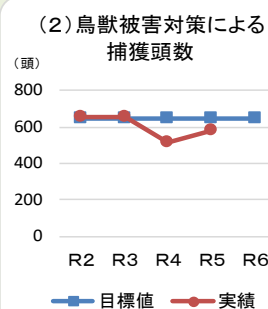
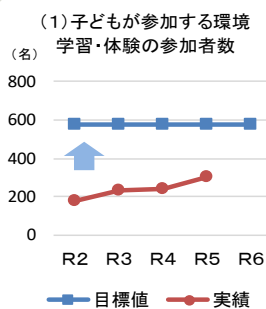
基本目標別 目標指標の推移

↑ ↓ ：目指す方向

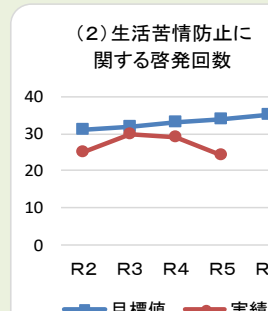
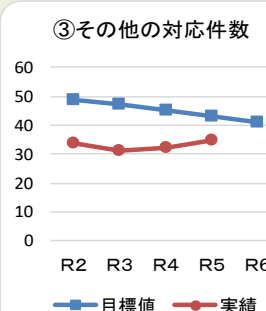
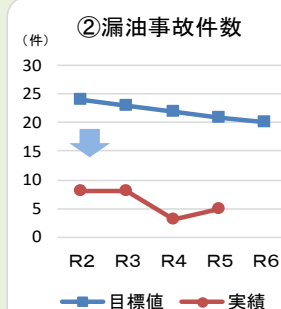
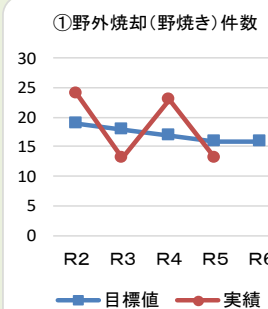
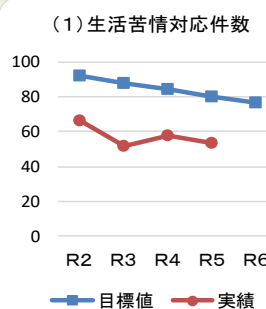
① 地球環境の保全



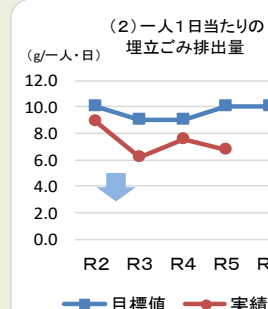
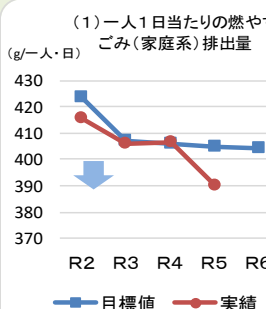
② 自然環境の保全



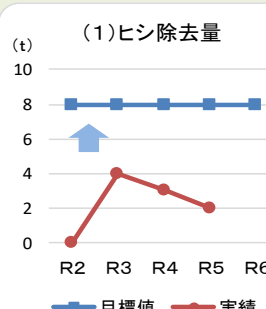
③ 生活環境の保全



④ 循環型社会の構築



⑤ 快適環境の形成



第5次岡谷市環境基本計画策定の経過

年 月 日	説 明
2024（令和6）年 5月23日	第1回環境保全推進委員会研究部会（アンケート内容協議）
5月31日	第5次岡谷市環境基本計画 市民アンケート調査の実施（～6月21日） ・一般市民 1,000 人 ・事業者 300 事業所 ・小中学生 713 人
7月 1日	第1回環境保全推進委員会（概要説明、地球温暖化に関する学習）
8月 7日	第1回環境審議会（概要説明）
9月25日	第2回環境保全推進委員会研究部会（素案協議）
10月16日	第2回環境保全推進委員会（諮問案検討）
11月 1日	行政管理委員会（諮問案審議）
11月13日	第2回環境審議会（第5次岡谷市環境基本計画（第2次岡谷市地球温暖化対策 実行計画の諮問・計画案審議）
11月14日	パブリックコメントの実施（～12月13日）
12月20日	第3回環境審議会（計画案審議・答申書検討）
2025（令和7）年 1月16日	環境審議会より答申
1月23日	第3回環境保全推進委員会（答申内容の報告・計画案協議・承認）
2月 3日	行政管理委員会（最終決定）
	社会委員会（報告）

岡谷市環境基本条例

平成 10 年 12 月 22 日

条例第 32 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 5 条)

第 2 章 環境施策の基本的事項

第 1 節 施策の基本方針等(第 6 条・第 7 条)

第 2 節 基本的施策(第 8 条―第 18 条)

第 3 節 施策の推進体制(第 19 条・第 20 条)

第 3 章 岡谷市環境審議会(第 21 条―第 29 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策(以下「環境施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営んでいく上で必要とされる健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けられるとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っていることを認識して行われなければならない。

2 環境の保全は、人類が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、自然と人とが共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、環境が有限な資源であることを認識して、すべてのものの適切な役割分担の下に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市が行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、公害の発生の防止及び自然環境の適正な保全に努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うこと及びその事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を少なくするよう努めるものとする。

3 事業者は、市が行う環境施策及びその事業所が所在する地域における環境保全活動に協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において物を大切にすることを、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の減量等を実践することにより、環境への負荷を少なくするよう努めるものとする。

2 市民は、自ら環境の保全について認識を深めるとともに、市が行う環境施策に協力するものとする。

3 市民は、地域における環境保全活動に積極的に参加するものとする。

第2章 環境施策の基本的事項

第1節 施策の基本方針等

(基本方針)

第6条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づくものとする。

(1) 人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境の保全上の支障を防止し、安全な生活環境を確保すること。

(2) 生物の多様性の確保に配慮するとともに、自然環境を地域の自然的、社会的条件に應じて保全しつつその適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。

(3) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量を推進し、環境への負荷を少なくさせる仕組みを構築すること。

(4) 自然環境と一体となった美しい景観や地域の歴史的、文化的な特性を生かした良好な生活環境を確保すること。

(5) 地域における環境保全活動を通じて、地球環境の保全に貢献すること。

(6) 市民及び事業者(以下「市民等」という。)の自主的かつ積極的な環境保全活動が促進されること並びに市民等の環境の保全に関する意見が反映されること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、岡谷市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 環境への配慮の指針

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見の反映に努めるとともに、第21条に規定する岡谷市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 市長は、環境基本計画の適切な運用と進行管理を行い、必要があるときは環境基本計画を変更するものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 基本的施策

(規制の措置)

第8条 市は、公害の防止、自然環境の保全及びその他環境の保全に資するため、必要があるときは適切な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第9条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷を少なくするための施設の整備その他の適切な措置に対し、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の有効利用等の促進)

第10条 市は、市民等による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備等)

第11条 市は、環境の保全に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第12条 市は、市民等が環境の保全について理解を深めるとともに、環境保全活動を行う意欲を高めるため、環境教育及び環境学習の振興に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供等)

第13条 市は、環境の保全に関する情報を適切に提供し、又は広報活動を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第14条 市は、市民等及びこれらの者の構成する民間団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境保全活動を促進するため、必要があるときは適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の少ない事業所の育成)

第15条 市は、事業者が自ら環境の保全に配慮した事業活動を行い、環境への負荷の少ない事業所となるように育成するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視及び調査の充実)

第16条 市は、環境の状況を把握するための監視及び調査を充実させるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(諏訪湖及び天竜川の水質浄化)

第17条 市は、関係行政機関及び民間団体等と連携を図り、諏訪湖及び天竜川の水質を浄化するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境の保全)

第 18 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護及びその他の地球環境の保全に関して、地域において取組が可能な施策を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 節 施策の推進体制

(推進体制の整備)

第 19 条 市は、環境施策の総合的かつ計画的推進のため、必要な体制を整備するものとする。

(関係行政機関等との協力)

第 20 条 市は、環境施策の実施に当たっては、関係行政機関及び民間団体等と連携を図り、協力してその推進に努めるものとする。

第 3 章 岡谷市環境審議会

(設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、岡谷市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第 22 条 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、環境の保全に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係行政機関職員
- (3) 一般公募者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平成 15 条例 8・一部改正)

(任期)

第 24 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 25 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 26 条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 27 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、審議会の意見を聴いて市長が委嘱する。

3 専門委員は、審議会に出席し、専門的立場から意見を述べることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 28 条 審議会の庶務は、市民環境部市民環境課が行う。

(平成 18 条例 1・平成 20 条例 11・平成 23 条例 1・平成 28 条例 17・一部改正)

(委任)

第 29 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(岡谷市環境審議会条例の廃止)

2 岡谷市環境審議会条例(昭和 47 年岡谷市条例第 6 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、旧条例の規定により委嘱された岡谷市環境審議会委員及び岡谷市環境審議会専門委員は、この条例の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則(平成 15 年条例第 8 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に委員に委嘱されている者の任期は、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 11 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 17 号)抄

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

岡谷市環境審議会委員

(令和6(2024)年12月21日まで)

(五十音順)

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	横 内 文 雄	一般公募
副会長	小 松 仁 美	岡谷市衛生自治会連合会
委 員	板 花 由美子	一般公募
委 員	岡 村 淳 也	岡谷薬剤師会
委 員	高 林 敬 子	信州諏訪農業協同組合
委 員	忠 地 利 和	長野県諏訪地域振興局
委 員	中 村 文 明	岡谷商工会議所
委 員	成 田 博	長野県工業技術総合センター
委 員	濱 田 恵美子	岡谷市消費者の会
委 員	藤 森 東	岡谷市小中学校長会
委 員	藤 森 恵 吉	諏訪湖漁業協同組合
委 員	藤 森 真 弓	一般公募
委 員	三 澤 房 樹	岡谷市区長会
委 員	宮 下 哲 則	一般公募
委 員	望 月 伯 光	レイクウォーク岡谷

岡谷市環境審議会専門委員会委員

役 職	氏 名	所 属 等
委 員	石 鍋 渚	信州大学 グリーン社会協創機構
委 員	池 上 尚 利	株式会社八十二銀行
委 員	今 井 寛	株式会社丸眞製作所
委 員	小 泉 翔 建	株式会社グッドライフ
委 員	竹 田 清 志	京セウ株式会社
委 員	林 直 樹	諏訪信用金庫

岡谷市環境審議会委員

(令和6(2024)年12月22日から)

(五十音順)

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	小 松 仁 美	岡谷市衛生自治会連合会
副会長	濱 田 恵美子	岡谷市消費者の会
委 員	石 鍋 渚	信州大学 グリーン社会協創機構
委 員	高 林 敬 子	信州諏訪農業協同組合
委 員	瀧 澤 幸 子	一般公募
委 員	忠 地 利 和	長野県諏訪地域振興局
委 員	中 嶋 孝 一	岡谷商工会議所
委 員	成 田 博	長野県工業技術総合センター
委 員	藤 森 東	岡谷市小中学校長会
委 員	藤 森 恵 吉	諏訪湖漁業協同組合
委 員	藤 森 真 弓	一般公募
委 員	三 澤 房 樹	岡谷市区長会
委 員	中 嶋 一 郎	一般公募
委 員	宮 下 哲 則	一般公募
委 員	宮 沢 透	レイクウォーク岡谷

岡谷市環境審議会専門委員会委員

役 職	氏 名	所 属 等
委 員	池 上 尚 利	株式会社八十二銀行
委 員	今 井 寛	株式会社丸眞製作所
委 員	小 泉 翔 建	株式会社グッドライフ
委 員	竹 田 清 志	京セラ株式会社
委 員	林 直 樹	諏訪信用金庫
委 員	横 内 文 雄	ストップ温暖化すわの会

諮問、答申内容

諮問書

6環第45号

令和6年11月13日

岡谷市環境審議会

会長 横内 文雄 様

岡谷市長 早出 一真

諮 問 書

岡谷市環境基本条例第7条の規定に基づき、第5次岡谷市環境基本計画（第2次岡谷市地球温暖化対策実行計画）について諮問申し上げます。

答申書

令和7年 1月16日

岡谷市長 早出 一真 様

岡谷市環境審議会

会長 小松 仁美

第5次岡谷市環境基本計画（第2次岡谷市地球温暖化対策実行計画）について （答申）

令和6年11月13日付6環第45号をもって貴職から諮問されました第5次岡谷市環境基本計画（第2次岡谷市地球温暖化対策実行計画）について、本審議会は慎重に審議した結果、別添のとおり答申いたします。

意見・要望等

岡谷市環境基本条例の理念を実現し、ゼロカーボンシティの実現に向けた重要な指針となる、第5次岡谷市環境基本計画ならびに第2次岡谷市地球温暖化対策実行計画に対し、市民一人ひとりが積極的に関与し、その実現を後押しするため、以下の点を要望いたします。

1. 再生可能エネルギー導入の推進と環境共生

地球温暖化の影響は深刻な状況であることから、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入促進が重要となります。しかし、再生可能エネルギー施設は、自然環境や近隣の生活環境に影響を与える可能性があることから、適正な運用に努め、良好な環境形成がなされるように要望いたします。

2. 気候変動による災害リスクの軽減と防災対応力の向上

岡谷市においても地球温暖化が原因と思われる集中豪雨や土砂災害による被害を受けています。森林の保全や涵養力の向上などによる災害リスクの低減を図るとともに、再生可能エネルギー等を活用した防災対応力の向上に努めていただくよう要望いたします。

3. プラスチックごみ問題への取組強化

近年は海洋プラスチック問題が世界的な問題となっていることから、プラスチック廃棄物に対する市民の関心も高まっています。令和7年度から製品プラスチックの回収が始まりますが、分別による資源化を推進し、プラスチック廃棄物の削減を図るとともに、岡谷市から海洋ごみを発生させないため、ポイ捨て等の防止に努めるよう要望いたします。

4. 諏訪湖・河川環境の保全と市民参加の促進

諏訪湖や河川の環境に対する市民の関心が高いことから、県等関係機関や近隣市町村と連携して諏訪湖や流入河川の保全等に取り組むとともに、多くの市民とともに活動する「諏訪湖周一斉清掃」や「ヒシ除去事業」等、協働による環境保全の取組を積極的に推進するよう要望いたします。

5. 環境教育の充実と次世代育成

将来にわたって良好な環境を保持していくためには、市民一人ひとりが環境に関する意識を高め、行動を起こすことが重要です。特に、子どもの頃からの取組が重要であることから、保育園、幼稚園、学校など関係機関と連携協力した環境教育・学習を積極的に展開していくよう要望いたします。

【ABC (アルファベット)】

- BAU (Business as usual)
追加的な対策を採らずに現状を維持した場合のこと。環境分野では、温室効果ガスの排出量などに関して、「BAU 比で目標年度までに●%削減」など目標設定をする場合などに使われている。
- BEMS
Building Energy Management System の略で、ビルに設置された設備、機器等のエネルギー使用量を「見える化」するとともに、効率よく制御することで、エネルギー使用量の最適化・低減を図るシステムのこと。
- CCS
Carbon dioxide Capture and Storage の略で、二酸化炭素回収・貯留技術と呼ばれる。発電所や化学工場などから排出された二酸化炭素を、ほかの気体から分離して集め、地中深くに貯留・圧入するもの。
- EV (Electric Vehicle)
電気自動車のこと。外部の充電器からバッテリーに充電した電気で、モーターを駆動させて走行する。
- FCV (Fuel Cell Vehicle)
燃料電池自動車のこと。燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電し、モーターを駆動させて走行する自動車のこと。
- GRP (Gross Regional Product)
域内総生産と呼ばれる。国内総生産(GDP)が国内で生産された付加価値額を表すのに対し、都市圏や経済圏、州や県など、一定の地域内で生産された付加価値額を表す。
- GX (Green Transformation)
温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電などのクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組のこと。
- HEMS
House Energy Management System の略で、ビルに設置された設備、機器等のエネルギー使用量を「見える化」するとともに、効率よく制御することで、エネルギー使用量の最適化・低減を図るシステムのこと。

- IPCC
世界気象機関(WMO)および国連環境計画により 1988 年に設立された政府間組織で、2021 年 8 月現在、195 の国と地域が参加している。各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的として活動している。
- J-クレジット
再生可能エネルギー導入、省エネルギー植林などの活動により得られる温室効果ガスの排出削減量や吸収量の価値を、国などの機関が認証することにより、取引を行えるようにすること。
- PDCA
「Plan (計画)」「Do (実行)」「Check (評価)」「Action (改善)」のそれぞれの頭文字をとった用語。それぞれのプロセスを順番に行い、最後のステップまで終わったところで、また最初の計画に戻ることで、ただ繰り返すのではなく、修正や改善を加えながら次の計画に反映し、継続的な業務の効率化をめざすもの。
- PM2.5 (微小粒子状物質)
大気中に漂う粒径 2.5 μm (マイクロメートル 1 μm = 0.001mm) 以下の非常に小さな粒子のことであり、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた粒径 10 μm 以下の粒子である浮遊粒子状物質 (SPM) よりも小さな粒子のことを示す。粒径が小さいため、肺の奥深くまで入りやすいことから、その健康影響が懸念されている。
- PPA (オンサイト PPA モデル)
Power Purchase Agreement の略で、発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組みのこと。
- SDGs (持続可能な開発目標)
Sustainable Development Goals の略で、2015 年国連サミットで採択された 2030 年を年限とする国際目標。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため

17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の誰一人取り残さないことを主として、環境、経済、社会の3つの側面の統合的な向上をめざす。

- V2B

Vehicle to Building の略で、電気自動車に蓄えた電気を建物で使う仕組みのこと。停電時の電源としての使用や、太陽光発電との組み合わせによる電力の自給自足、電気料金の節減などの効果がある。

- V2H

Vehicle to Home の略で、電気自動車の蓄電池に備えた電気を住宅で使う仕組みのこと。停電時の電源としての使用や、太陽光発電との組み合わせによる電力の自給自足、電気料金の節減などの効果がある。

- ZEB

Net Zero Energy Building の略で、建物の省エネルギーにより使用するエネルギーを減らし、太陽光発電設備等で再生可能エネルギーにより使用するエネルギーを創ることで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにする建物のこと。

- ZEH

Net Zero Energy House の略で、快適な室内環境を充実しつつ、省エネルギーにより使用するエネルギーを減らし、太陽光発電設備等で再生可能エネルギーにより使用するエネルギーを創ることで、建物で消費するエネルギーの収支をゼロにする住宅のこと。

【あ 行】

- 一斉気温測定

環境課で実施している事業で、毎年7月の最終日曜日の午後2時に、市民のみなさんに市内の自由な場所で、一斉に気温を測定している。周辺や地面などの状況による気温の違いを確認し、報告をもとに気温分布図を作成している。

- エコドライブ

自動車を運転する際、燃料の消費を抑え二酸化炭素の排出をより抑制する運転方法。具体的にはアイドリングストップを励行し、急発進、急加速をしないなどの方法が挙げられる。

- 岡谷市景観形成基本計画

本市の景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成に関する事項を明らかにするとともに、その実現に向けて市民、事業者、行政の協働による景観づくりを行うための基本方針となる計画。平成21年に策定。

- 岡谷こどもエコクラブ

地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援するもの。環境に関する体験事業や学習の機会を提供しており、本市では平成12年より実施している。

- 岡谷市再生可能エネルギー設備の設置等に関するガイドライン

再生可能エネルギー設備の新設、増設、改修を行う設置者に対して、市への手続きや周辺の環境、住民への配慮すべきことを定めたガイドライン。自然環境や住民の生活環境に配慮することで、再生可能エネルギーの円滑な促進を図る。

- 岡谷市鳥獣被害防止計画

ニホンジカなど特定の個体が増えすぎたことによる農業や林業への影響や、カワアイサなどの魚食性鳥獣の漁業への被害を防止するために、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、平成20年に策定。

- 岡谷市都市計画マスタープラン

およそ20年後のまちの姿を見据えた、まちづくりを進めるための都市計画に関する基本的な方針。都市計画分野に関するビジョンを明確にし、将来都市像や地域の課題に応じた都市施設や市街地などの整備計画を総合的かつ具体的に定めた計画。平成27年に策定。

- 岡谷市ポイ捨ての防止等に関する条例

市民、事業者、土地の所有者、市が協働してポイ捨ての防止等を図ることにより、快適な生活環境を確保し、美しいまちづくりを推進することを目的とした条例。

- 温室効果ガス

地表面からの赤外線放射を吸収し、地球温暖化を引き起こすガス。温室のガラスのように太陽光は透過するが、地表面からの熱放射を吸収し、再放射する性質を持っている。温室効果ガスにはさまざまな物質があるが、二酸化炭素、フロン類、メタンなどがある。こ

これらの物質の濃度が増すと、地球表面の温度が上昇する。

【か 行】

・ カーボン可視化

商品の原材料調達から製造、廃棄、リサイクルに至るまで一連のサイクル全体でどれだけ二酸化炭素が排出されているかを可視化すること。可視化した二酸化炭素の数値を社内で共有することで、削減に向けた具体的な施策を講じることができる。

・ 海洋汚染

海域や海水が人間の活動によって排出された物質で汚染されること。原因となるものは有毒物質だけでなく、家庭等から排出される排水やペットボトルなどの腐食しにくいゴミ、化学肥料など多種多様なものがある。

・ 化石燃料

動植物の死骸が何億年という時間をかけて堆積、加圧されるなどして化石化することで、石炭や石油、天然ガスとして利用できる状態に変化したもの。

・ 環境負荷

人が環境に与える負担のことで、日常生活、事業活動、製品、サービスやその他の業務、活動などが環境に影響を与える原因や要素のこと。

・ 環境マネジメントシステム

組織（事業）活動が及ぼす環境へのリスクや機会に対して、良い影響を増大させ、悪い影響を減少させる方法を実行、検証する仕組みのこと。

・ 涵養（地下水涵養・水源涵養）

降水や河川水などの地表の水が土壌（帯水層）に浸透し、地下水となること。森林などの土壌は、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持つ。また、雨水が土壌を通過することにより、水質が浄化される。

・ 京都議定書

1997 年 12 月、地球温暖化防止京都会議（気候変動に関する国際連合枠組条約第 3 回締約国会議：通称 COP3）において採択され、2000 年以降の先進各国における温室効果ガス削減目標や国際制度について定

めている。先進締約国に対し、2008～2012 年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を 1990 年比で 5.2%削減することを義務付けている。日本は 2005 年 5 月に発効し、2008 年～2012 年の間に、温室効果ガスを 1990 年レベルで 6%削減することをめざしていた。

・ グリーン成長

経済的な成長を実現しながら、暮らしを支えている自然資源と自然環境の恵みを受け続けること。重要な要素として、生産性の向上、環境分野の技術革新、生態系における安定性などが挙げられる。

・ 公害

事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭（以上を典型 7 公害という）によって人の健康または生活環境に係る被害が生じること。

・ コージェネレーション

天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。

【さ 行】

・ 再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性がある石油、石炭などの化石燃料や原子力に対して、太陽光、太陽熱、風力、水力、波力、地熱、バイオマスなど、通常はエネルギーの枯渇が心配ないエネルギーのこと。

・ 里山

雑木林、水田、畑地、小川などで、農林業などの人間の活動の影響を受けて成立し維持されてきた身近な自然の存在をいう。加えて自然林、人工林、草原、湿地、湖沼、河川などが生活域と一体となった地域もいう。

・ 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃酸、廃プラスチック類など『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に定められる廃棄物と、輸入された廃棄物のこと。これらは、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託しなければならない。

- **自然共生型社会**
多様なグリーンインフラの整備などにより、地域の豊かな自然や生物多様性の維持・回復と持続可能な利用が実現するとともに、それらがもたらす恵みを将来にわたって継承していく社会のこと。
- **社会的包摂**
人権の保護になくてはならない権利などから、特定の個人をブロックする社会的排除を否定し、公正かつ公平な社会をめざす前向きな活動のこと。
- **循環型社会**
有限である資源を効率的に利用するとともに、循環的な利用（リデュース、リユース、リサイクルの3Rなど）を行うことで、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。
- **森林経営計画**
森林所有者や森林の経営の委託を受けたものが、間伐などの森林の整備について作成する5年を1期とする計画。その計画に基づき、税制や補助金などの特別措置を受けることができる。
- **水質汚染**
人間の行動によって引き起こされた湖、河川、海洋、地下水といった水に対する一連の有害影響のこと。主な原因として生活排水や産業廃棄物の流入が挙げられる。
- **3R（スリーアール）**
リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の頭文字をとった3つの行動の総称のこと。
 - リデュース（Reduce）：ごみになるものをできるだけ持ち込まない、必要のないものは買わない、ごみの量を減らすこと。
 - リユース（Reuse）：繰り返し使える物を選び、できるだけ何度も使うこと。
 - リサイクル（Recycle）：ごみを資源として別の製品の材料として再利用すること。
- **諏訪湖創生ビジョン**
平成30年3月に長野県が策定したビジョン。諏訪湖の20年後の将来像を「人と生き物が共存し、誰もが訪れたいくなる諏訪湖」とし、それを実現するために、県、市町村、地域住民、企業等が協働し、上流域や下流域

を含めた地域が一体となって諏訪湖を創生するためのもの。諏訪湖の水質保全、生態系保全、湖辺面活用・まちづくりについて総合的に取り組む。

- **生態系**
植物、動物、微生物、およびそれらを取りまく非生物的要素（土壌、水、空気など）から成り立っており、それらの要素が物質環境やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し複合したもの。野生生物および人類の生存を支える基盤のこと。
- **生物多様性**
1993年12月に『生物多様性条約』が発効され日本もこれに署名している。地球上の野生生物の多様さをそれぞれの生息環境とともに保存し、その持続的な利用を実現することを目的としている。また、さまざまな生物が相互に作用して生まれる生態系も生物多様性の一部である。日本では2008年（平成20年）6月に『生物多様性基本法』が公布されている。

【た 行】

- **大気汚染**
産業・交通など人間の活動によって作り出される工場排煙や、車の排気ガスなどの有害物質によって大気が汚れること。人体や生態系に悪影響を及ぼすことから『大気汚染防止法』により規制されている。
- **脱炭素社会**
地球温暖化・気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素について、実質的な排出量ゼロを達成している社会のこと。以前は二酸化炭素の排出量が低い水準に抑えられた「低炭素社会」が提唱されていたが、地球温暖化防止には不十分とことから脱炭素社会が提唱された。
- **地域循環共生圏**
自然環境などの地域ごとに異なる資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性を活かし、性質の異なる近隣地域で支えあうことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方。
- **地下水質モニタリング調査**
地下水質の常時監視のこと。水環境行政の

基本であり、水質汚濁防止法に位置づけされている。汚染の発見、有害物質濃度の推移の把握などを通じ、地域住民などの健康を保護し、また、良好な地下水質を保全することを目的としている。

- ・ 治山、治水

森林の維持造成を通じて、山地災害から住民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全形成等を図ること。具体的には土砂災害を防ぐための植林や砂防ダムの建設、遊水池の整備などがある。

- ・ 沖積層

現在の河川や海の働き（堆積作用）により形成された地層のこと。主に固まっていない泥や砂、石などから形成されている。

- ・ デコ活

環境省が提唱する、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。

- ・ 特定外来生物

一般的には人為的により自然分布域の外から持ち込まれた種の生物を外来生物という。このうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、『特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律』（平成 16 年 6 月公布）によって規定された生物を特定外来生物という。生きているものに限らず、卵、種子、器官などを含む。

- ・ 土壌汚染

土壌中に有機溶剤、重金属、農薬、油などの物質が、自然環境や人の健康、生活への影響をおよぼす程度に含まれている状態をいう。土壌へ混入した原因は人為、自然を問わない。『土壌汚染対策法』により規制されている。

- ・ トップランナー制度

対象となる機器や建材の製造事業者や輸入事業者に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求めること。目標となる省エネ基準は、現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの

（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して定められる。

【な 行】

- ・ 二酸化炭素排出係数

電気や熱などのエネルギー生産・利用当たりの二酸化炭素排出量を示した数字のこと。エネルギー起源の二酸化炭素排出量を計算するために用いられる。

排出係数は以下の通り。

二酸化炭素排出量（kg-CO₂）＝

燃料使用量（各単位）×排出係数（各係数）

温室効果ガス	種別	燃料の種類 (単位)	排出係数	地球温暖化 係数
二酸化炭素	電気使用量	(kwh)	*0.555	kg-CO ₂ /kwh
	燃料使用量	ガソリン (ℓ)	2.32	kg-CO ₂ /ℓ
		灯油 (ℓ)	2.49	kg-CO ₂ /ℓ
		軽油 (ℓ)	2.58	kg-CO ₂ /ℓ
		A重油 (ℓ)	2.71	kg-CO ₂ /ℓ
		LPG (kg)	3	kg-CO ₂ /kg
		都市ガス (m ³)	2.23	kg-CO ₂ /m ³

【根拠法令】算定省令（経済産業省・環境省令第三号）

※デフォルト値であり、国が公表する電気事業者ごとの電気事業者別排出係数を用いることがある。

- ・ ノーマイカー通勤

通勤時の自家用車使用を控え、公共交通機関や、徒歩や自転車などでの通勤を実施すること。

- ・ 残したい“日本の音風景 100 選”

平成 8（1996）年に当時の環境庁（現環境省）が「全国各地で人々が地域シンボルとして大切に、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境」を広く公募し、これらの応募のうちから音環境を保全する上で特に意義があると認められる 100 件を選定したもの。

【は 行】

- ・ バイオマス

もともとは生物資源（Bio-）の量（Mass）を表す概念で、一般的には再生可能な生物由来の有機性資源（エネルギー）で化石資源を除いたものをいう。エネルギーとなるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ごみ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなどがある。

- ・ パリ協定

2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための「京都議定書」に代わる新たな国際枠組。途上国を含めたすべての参加国に排出削減の努力を求めている。世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて 2 度未満に抑え、加えて平均気温を 1.5 度に抑えることをめざす。21 世紀後半には温室効果ガス排出量と吸収量のバランスをとることを共通の長期目標としている。

- ・ 貧酸素

湖底に堆積した有機物は、微生物などにより徐々に分解されるが、このとき酸素を消費する。微生物による有機物の分解は、水温が高いほど活発になり、高水温期（夏季）には湖底付近でたくさんの酸素が消費される。このため、上層からの酸素の供給が追いつかなくなると、水中の酸素がなくなってしまう。これを「湖底の貧酸素化」という。

【ま 行】

- ・ マイクロプラスチック

5 ミリメートル以下の細かいプラスチック粒子で、歯磨き粉の研磨剤などとして最初から細かいプラスチック粒子として作られたものの他に、波や紫外線の影響を受け細かくなったものも存在する。自然界では分解されないため半永久的に存在し、化学物質を吸着しやすい性質を持っているため、人体や生態系への影響が懸念されている。

- ・ 緑のカーテン

建物の外側に植物を生育させ、建物の温度上昇を抑制する省エネルギー手法。太陽光をさえぎり日陰をつくる役目と、植物の葉の蒸散作用で気化熱を奪う効果がある。窓の部分につる性植物でカーテン状に覆ったり、壁面全体を覆う場合もある。

【ら 行】

- ・ レジリエンス

「回復力」「弾性」を意味する英単語で、防災面では「困難な状況下でも基本的な機能などを保持し、また災害からの悪影響に対し抵抗できる強い芯をもち、しなやかに回復できるシステム、コミュニティ、個人および社会の力」を意味する。レジリエントも同義

- ・ ローム層

主に火山灰が風化・堆積してできた地層のこと。赤褐色の火山灰室粘性土なので俗に「赤土」ともいう。全国的に広がっており、関東ローム層が有名。



岡谷市

**第5次岡谷市環境基本計画
(第2次岡谷市地球温暖化対策実行計画)**

◇発行日 令和7（2025）年3月

◇発行 長野県岡谷市

◇編集 岡谷市市民環境部環境課